

研究の窓

『子育て支援』から『子育ち・子育て支援』へ

子育て支援が始まる背景には合計特殊出生率の低下があった。1.57 ショック(平成元年)を背景に、政府は平成2年から「健やかに子どもを生み育てる環境作りに関する関係省庁連絡会議」(厚生省、文部省、建設省など18省庁で構成)を設け、子ども・子育てに対する社会的支援を総合的に進めた。そして、平成3年1月には報告書が出され、同4年および同5年には進捗状況と今後の方向が提示されている。

一方、厚生省(現厚生労働省)児童家庭局長の私的懇談会が21世紀の日本の子ども家庭施策の方向を検討し、「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書」を平成5年7月29日に公表した。子ども家庭施策の4つの理念を掲げ①子ども家庭施策の普遍化、②子育てに関する家庭と社会のパートナーシップ、③権利主体としての子どもの位置づけ、④家庭・地域社会を基盤とする多様かつ総合的な施策の推進を掲げている。特に、②では「子どもが将来の社会を担う存在であることや家庭や地域社会における育児機能の低下などを考えると、(子育てに関しては、保護者(家庭)を中心としつつも、家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任を持って支援していくこと、言い換えれば、家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てを行っていくという視点が重要である。)とし子育ての社会的支援システムの構築を謳っている。また、③では「子どもの権利に関する条約は、子どもの保護に関する親、国、地方自治体及び社会の共同責任とともに、『権利行使の主体としての子ども』という視点を打ち出している。」と、厚生省の報告書の中で初めて「子どもの権利」、「子どもの最善の利益」などが謳われた画期的な報告書であった。この報告書には国連子どもの権利条約、国連国際家族年などの理念が大きな影響を与えている。

そして、同年12月には平成6年度予算概算要求を「子どもが健やかに生まれ育つための環境作り－エンゼル・プラン・プレリュード」、さらにエンゼルプラン(今後の子育てのための施策の基本的方向について)厚生・文部・労働・建設4大臣合意(平成6年)このプランは厚生省の枠を超えたプランの作成として注目された。だが問題は大蔵大臣が合意に加わっていなかったことであった。さらに新エンゼルプラン(重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について)大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意(平成12年度から平成16年度計画)、そして、子ども・子育て応援プラン(通称新・新エンゼルプラン、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)と発展し平成21年までの計画が進行している。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、都道府県、市町村で次世代育成行動計画が策定された。

平成6年12月に策定されたエンゼルプランの基本的方向として、①子育てと仕事の両立支援、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の実現、④ゆとりある教育の実現と健全育成、⑤子育てコストの軽減が示されている。

問題点は、子どもの最善の利益が中心に置かれるべきであると考えるが、合計特殊出生率の低下が背景にあり、子育てと仕事の両立支援、家庭における子育て支援が中核になったことである。筆者は、理念として、まず、子どもの最善の利益、子どものウェルビーイング（権利の尊重と自己実現）の促進が最初にあり、子どものウェルビーイングを促進するために、親のウェルビーイングを促進するための施策が考えられるべきであると主張してきた。これらの理念がはっきりしていないと、親が長時間保育を求めるからと子どもと親の緊密な関係を阻害する施策が推進されることなどが危惧される。

1990年代デンマーク政府は、家庭生活と仕事の調和に関して15省庁が政策を策定する際の理念として①子どもは親と緊密で安定した関係をもつべきである。②子どもは子どもとして生活する機会を与えられるべきである。③子どもは社会のメンバーである。などを掲げている。

都道府県、市町村では次世代育成行動計画の見直しの作業が始まっている。ぜひ、子どもの最善の利益、子どものウェルビーイング（権利の尊重と自己実現）の促進を中核に据えた子育ち・子育て支援施策を推進していただきたい。

高橋重宏

(たかはし・しげひろ 東洋大学社会学部長)